

射水市教育委員会 2 月定例会次第

日 時 平成 2 7 年 2 月 2 6 日(木)

午前 1 0 時

場 所 下庁舎 201 会議室

1 会議録の承認

2 教育長の報告

- (1) 射水市議会 3 月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成 2 6 年度 3 月補正予算について 資料 2
- (3) 平成 2 7 年度予算(案)概要について 資料 3
- (4) 射水市議会 3 月定例会提出議案について 資料 4
- (5) 平成 2 7 年 4 月 行政組織の改編等について (当日配布) 資料 5

3 協議事項

- (1) 射水市教育振興基本計画について 資料 6

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 平成 2 6 年度末教員異動方針について 資料 7
- (2) 平成 2 6 年度卒業(修了)式及び平成 2 7 年度入学(園)式について 資料 8
- (3) 学校医等の委嘱について 資料 9
- (4) 教育委員会行事予定 資料 1 0

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 () 時 分

平成27年3月射水市議会定例会会期日程（案）

会期16日間

3月 2日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明（質疑） 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 各議案の委員会付託
	本会議終了後		全員協議会（報告事項説明）
3月 3日(火)			議案調査日
3月 4日(水)			議案調査日
3月 5日(木)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
3月 6日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
3月 7日(土)			休 会
3月 8日(日)			休 会
3月 9日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月10日(火)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月11日(水)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
3月12日(木)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
3月13日(金)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
3月14日(土)			休 会
3月15日(日)			休 会
3月16日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月17日(火)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告（質疑、討論、採決） 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示 2月23日（月） 午前10時 議会運営委員会
午後1時30分 全員協議会（議案説明）
発言通告日 代表質問3月2日（月）午後5時
一般質問3月3日（火）午後5時

平成26年度3月一般会計補正予算（案）説明書（主なもの）

歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
2 款 総務費 まち・ひと・しごと創生総合 戦略推進費	75,248 (11,988)	地域住民生活等緊急支援交付金事業 (うち デジタル教科書導入)

議案第 39 号

射水市教科用図書採択協議会条例の一部改正について

射水市教科用図書採択協議会条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市教科用図書採択協議会条例の一部を改正する条例

射水市教科用図書採択協議会条例（平成 26 年射水市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

射水市教科用図書採択協議会条例の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直しに対応するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本協議会における会長及び副会長の選出について変更するもの。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

議案第40号

射水市大島絵本館条例の一部改正について

射水市大島絵本館条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月2日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大島絵本館条例の一部を改正する条例

射水市大島絵本館条例（平成17年射水市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前10時から午後6時まで」を「午前9時30分から午後5時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第40号

射水市大島絵本館条例の一部改正について

(説明)

大島絵本館の開館時間を変更するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

開館時間及び閉館時間を30分繰り上げるもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 4 1 号

射水市陶房「匠の里」条例の一部改正について

射水市陶房「匠の里」条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市陶房「匠の里」条例の一部を改正する条例

射水市陶房「匠の里」条例（平成 1 7 年射水市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 第 1 号の表備考 3 を削る。

別表 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 研修棟使用料（1 室当たり）

区分	料金（半日につき）
和室	1, 030 円
会議室	1, 540 円
研修室	2, 060 円

別表 2 に次の 2 号を加える。

(3) 展示館使用料

区分	料金（1 日（午前 9 時～午後 5 時）につき）
展示室	2, 060 円（冬期間は 510 円増）
手数料（委託費）	作品売価の 1 割

(4) 窯使用料 規則で定める額。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第41号

射水市陶房「匠の里」条例の一部改正について

(説明)

現在、本施設における宿泊による利用者はなく、今後も当該利用者が見込めないため宿泊による利用を取りやめ、また、窯の使用に係る燃料費の価格変動に対応するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 宿泊に係る規定を削除するもの。
- (2) 燃料費の価格変動に的確に対応するため、窯使用料の額を規則へ委任するもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 4 2 号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

大島勤労者体育センター	射水市小島 6 4 6 番地 1
大島中央公園コミュニティ体育館	射水市新開発 4 2 4 番地
大島テニス場	

」を

「

大島中央公園コミュニティ体育館	射水市新開発 4 2 4 番地
-----------------	-----------------

」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「、大島中央公園コミュニティ体育館及び大島勤労者体育センター」を「及び大島中央公園コミュニティ体育館」に改める。

別表 1 大島勤労者体育センターの項及び大島テニス場の項を削り、同表堀岡緑地野球場の項及び堀岡緑地テニスコートの項中「午後 9 時まで」を「日没まで」に改める。

別表 2 第 2 項中「、大島勤労者体育センター」を削り、同表第 5 項の表夜間照明の項を削り、同表第 6 項を次のように改める。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、堀岡緑地テニスコート、
下村テニスコート

区分	単位	金額（1時間当たり 単位：円）			
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	堀岡緑地テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	410	410	210	210
夜間照明	全灯	510	510		510

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第42号

射水市体育施設条例の一部改正について

(説明)

公共施設の見直しにおいて、大島勤労者体育センター及び大島テニス場並びに堀岡緑地野球場及び堀岡緑地テニスコートの夜間照明施設を廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 大島勤労者体育センター及び大島テニス場に係る規定を削除するもの。
- (2) 堀岡緑地野球場及び堀岡緑地テニスコートの夜間照明に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 4 3 号

射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について

射水市新湊中央文化会館条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市新湊中央文化会館条例の一部を改正する条例

射水市新湊中央文化会館条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 7 条関係）

1 ホール使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料					
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大ホール	平日	円 39,150	円 79,650	円 112,050	円 95,850	円 168,750	円 193,050
	土曜日・ 日曜日・ 休日	45,030	91,600	128,860	110,240	194,060	222,010
小ホール	平日	9,450	19,580	27,680	23,630	41,850	47,930
	土曜日・ 日曜日・ 休日	10,880	22,510	31,840	27,180	48,140	55,130

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 入場料等の 1 人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）

- が 1,000 円を超え 2,000 円以下の場合にあっては 100 分の 120
- (2) 入場料等の最高額が 2,000 円を超え 3,000 円以下の場合にあっては 100 分の 130
- (3) 入場料等の最高額が 3,000 円を超え 5,000 円以下の場合にあっては 100 分の 150
- (4) 入場料等の最高額が 5,000 円を超える場合にあっては 100 分の 180
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 40 を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、当該使用時間帯の基本使用料に 100 分の 25 を乗じて得た額を増額する。

2 ホール以外の施設使用料

施設名	基本使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
リハーサル室	円 3,390	円 5,080	円 6,430	円 5,750	円 8,790	円 9,800
楽屋(1)	1,760	2,560	3,210	2,890	4,330	4,810
楽屋(2)	1,760	2,560	3,210	2,890	4,330	4,810
楽屋(3)	1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
楽屋(4)	1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
楽屋(5)	1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
練習室(1)	2,580	3,840	4,850	4,350	6,630	7,390
練習室(2)	2,580	3,840	4,850	4,350	6,630	7,390
練習室(3)	3,930	5,910	7,490	6,700	10,270	11,450
展示室	5,390	8,940	11,790	10,360	16,760	18,900
屋外展示場			820			1,630
附属設備・備品	規則で定める額					

備考

- 1 使用者が入場料等を徴収する場合であって、当該入場料等の最高額が 1,000 円を超えるときの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- 3 展示室の 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- 4 展示室を展示作品等の搬入及び準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 5 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第43号

射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について

(説明)

文化施設の基本使用料等の平準化を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 基本使用料の時間当たりの単価を平準化するもの。
- (2) ホールの土曜日、日曜日及び休日の割増を15パーセントに統一するもの。
- (3) 冷暖房費の割増を25パーセントに統一し、基本使用料に含めるもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第44号

射水市小杉文化ホール条例の一部改正について

射水市小杉文化ホール条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月2日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市小杉文化ホール条例の一部を改正する条例

射水市小杉文化ホール条例（平成17年射水市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定による使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

別表第1項及び第2項を次のように改める。

1 ホール使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料					
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ひびきホール	平日	円 20,660	円 42,180	円 59,390	円 50,780	円 89,510	円 102,410
	土曜日・ 日曜日・ 休日	23,760	48,510	68,300	58,400	102,950	117,780

まど かホ ール	平日	13,780	24,960	33,910	29,440	49,580	56,290
	土曜日・ 日曜日・ 休日	15,850	28,710	39,000	33,860	57,010	64,740

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては100分の180
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。

2 ホール以外の使用料

施設名	基本使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後6時から 午後10時 まで	午後1時から 午後10時 まで	午前9時から 午後10時 まで
	円	円	円	円	円	円
研修室Ⅰ	2,760	4,050	5,090	4,580	6,890	7,660
研修室Ⅱ	2,080	3,150	4,000	3,580	5,510	6,150
研修室Ⅲ	2,080	3,150	4,000	3,580	5,510	6,150
練習室Ⅰ	1,390	2,030	2,550	2,290	3,450	3,840
練習室Ⅱ	1,390	2,030	2,550	2,290	3,450	3,840
楽屋Ⅰ	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋Ⅱ	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋Ⅲ	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋Ⅳ	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
ホワイエ	2,760	4,480	5,850	5,160	8,260	9,290
アトリウム	2,210	3,580	4,680	4,130	6,610	7,430

展示コーナー	1,390	2,250	2,940	2,600	4,140	4,660
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考

- 1 使用者が入場料等を徴収する場合であつて、当該入場料等の最高額が1,000円を超えるときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 展示コーナーを展示作品等の搬入及び準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第44号

射水市小杉文化ホール条例の一部改正について

(説明)

文化施設の基本使用料等の平準化を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 基本使用料の時間当たりの単価を平準化するもの。
- (2) ホールの土曜日、日曜日及び休日の割増を15パーセントに統一するもの。
- (3) 冷暖房費の割増を25パーセントに統一し、基本使用料に含めるもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 45 号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

射水市大門総合会館条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大門総合会館条例の一部を改正する条例

射水市大門総合会館条例（平成 17 年射水市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定による使用料の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 8 条関係）

使用料金表

1 施設の使用料

（単位：円）

施設名	基本使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
展示室	1,930	2,690	3,300	3,000	4,380	4,840

大ホール	平日	12,860	19,780	25,300	22,540	34,980	39,130
	土日及び休日	14,800	22,750	29,100	25,930	40,230	45,000
視聴覚室		1,540	2,300	2,910	2,610	3,990	4,450
いこいの間		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
軽運動室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
401研修室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
402会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
寿の間		1,930	2,980	3,810	3,400	5,280	5,910
茶道室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
501会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
502会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
料理実習室		1,930	2,980	3,810	3,400	5,280	5,910
こぶしホール	平日	8,490	12,260	15,290	13,780	20,580	22,840
	土日及び休日	9,760	14,110	17,590	15,850	23,660	26,280
なでしこ		1,540	2,300	2,910	2,610	3,990	4,450
101会議室		1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
102会議室		640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030

備考

- 1 リハーサルのために大ホールを使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 2 準備のためにこぶしホールを使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

2 加算料金

- (1) 入場料等（使用者が徴収する入場料又はこれに類するものをいう。）徴収の場合

入場料等の額	加算料金	入場料等の額は、当該入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をもって区分する。
1,001円～2,000円	基本使用料に100分の20を乗じて得た額	
2,001円～3,000円	基本使用料に100分の30を乗じて得た額	
3,001円～5,000円	基本使用料に100分の50を乗じて得た額	
5,001円以上	基本使用料に100分の80を乗じて得た額	

- (2) 商業宣伝、営業その他これらに類する目的の場合 基本使用料に100分の50を乗じて得た額
- (3) 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合 1時間（1時間未満は、1時間とする。以下同じ。）につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額
- (4) 酒席の場合 基本使用料に100分の30を乗じて得た額

- (5) 電気器具を持ち込んで使用する場 合 1時間につき、当該電気器具の定格消費電
力1キロワット当たり50円

別表2備考を次のように改める。

備考

この表に掲げる1式金額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5
時まで、午後6時から午後10時までを、各1回として算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使
用料の額については、この条例による改正後の射水市大門総合会館条例第8
条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第45号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

(説明)

文化施設の基本使用料等の平準化を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 基本使用料の時間当たりの単価を平準化するもの。
- (2) ホールの土曜日、日曜日及び休日の割増を15パーセントに統一するもの。
- (3) 冷暖房費の割増を25パーセントに統一し、基本使用料に含めるもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 46 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 18 年射水市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 放生津小学校の項、新湊小学校の項、片口小学校の項及び堀岡小学校の項中「、クラブハウス」を削り、同表新湊中学校の項中「クラブハウス」を「夜間照明施設」に改める。

別表 2 中「、クラブハウス」を削る。

別表 3 クラブハウスの項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第46号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

(説明)

新湊中学校（旧奈古中学校跡地）の学校施設が整備されることに伴い、所要の改正を行うとともに、開放施設の表記に係る規定の整備を行うもの。

1 改正内容

- (1) 新湊中学校の開放施設に夜間照明施設に係る規定を追加するもの。
- (2) 開放施設の表記を統一するため、クラブハウスに係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 35 号

射水市立幼稚園設置条例の一部改正について

射水市立幼稚園設置条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

射水市立幼稚園設置条例（平成 17 年射水市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市立幼稚園条例

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者負担額等の納付）

第 3 条 支給認定（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支給認定をいう。）を受け幼稚園を利用する幼児の保護者又は扶養義務者（第 3 項において「支給認定幼児の保護者等」という。）は、利用者負担額を市に納付しなければならない。

2 前項の利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する政令で定める額又は法第 27 条第 3 項第 1 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額のいずれか少ない額を上限として、市長が別に定

める。

- 3 支給認定幼児の保護者等は、射水市立幼稚園管理規則（平成17年射水市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第5条に規定する保育時間を超えて、又は規則第7条第3号から第5号までに規定する休業日において幼稚園を利用する場合には、当該利用に関し別に定める額を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第35号

射水市立幼稚園設置条例の一部改正について

(説明)

本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

市立幼稚園の利用者負担の徴収に係る規定の追加及び条例名の改正を行うもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 47 号

射水市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

射水市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例

射水市立幼稚園保育料徴収条例（平成 17 年射水市条例第 87 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第47号

射水市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

(説明)

本年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴う例規の整備において、市立幼稚園の利用者負担の徴収に係る規定その他の規定を他の例規に移行するため、本条例を廃止するもの。

施行期日

平成27年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正について

議案第21号

射水市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の全部改正について

(改正内容)

常勤の特別職として位置付けされる教育長に係る勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する規定を整備するもの。

議案第23号

射水市職員定数条例の一部改正について

議案第25号

射水市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第26号

射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

(改正内容)

教育長が常勤の特別職として位置付けされることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

議案第24号

射水市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(改正内容)

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

議案第27号

射水市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

(改正内容)

審議会への諮問事項に特別職の教育長の給料の額を追加するとともに、委員の任期を2年と定め、審議会を常設化するもの。

1 施行期日

平成27年4月1日

2 経過措置

施行期日に在職している教育長については、その教育委員会の委員としての任期満了までの間、引き続き現行制度下の教育長として在職することから、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によるもの。

1 組織の改編

現 行	改 編(案)
<p>市民環境部</p>	
<p>生活安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 地域交通政策班 — 生活安全係 	<p>生活安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 交通政策係 — 生活安全係 <p>○地域交通政策班を「交通政策係」とする。</p>
<p>環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 衛生施設整備推進班 — 環境政策係 	<p>環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 衛生施設整備推進班 — 環境政策・保全係 <p>○環境政策係を「環境政策・保全係」に改称し、公害防止等環境保全に関する事項を明確に位置付ける。</p>
<p>福祉保健部</p>	
<p>長寿介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 長寿福祉係 — 保険管理係 — 認定係 	<p>長寿介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 長寿福祉係 — 地域ケア推進係 — 保険管理係 — 認定係 <p>○長寿福祉係を、在宅福祉事業等を所管する「長寿福祉係」と地域支援事業(介護予防、認知症対策、地域包括支援センター等)を所管する「地域ケア推進係」に分割し、地域包括ケアシステムの構築及び超高齢化社会への進行に伴う業務量増に対応する。</p>
<p>市民病院事務局</p>	
<p>経営管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画情報係 — 管財係 — 医事係 	<p>経営管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画係 — 管財係 <p>医事課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 医事情報係 <p>○病院経営強化(医事体制強化)のため医事課を設置し、収益向上を図る。医事係を「医事情報係」に改称する。 経営管理課企画情報係を「総務企画係」に改称する。</p>
<p>消防本部</p>	
<p>防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 防災係 — 通信指令係 	<p>防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 防災係 — 通信指令第1係 — 通信指令第2係 <p>○消防救急デジタル無線化に伴い、通信指令業務の充実・強化を図るため通信指令係を2係制とする。</p>

2 主な事務分掌の見直し等

- 国民健康保険の賦課と給付の一元化(保険年金課)
- 総合教育会議の設置(政策推進課、学校教育課)
- 射水市農業再生協議会の体制強化(農林水産課)

富山県教育委員会

本県教育界の将来を見通し、全県的視野にたつて適材を適所に配置し、もって教育活動の活性化を図り、教育水準の向上を期する。

1 登 用

(1) 校 長

ア 学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者の中から適格者を任用する。

イ 小中学校長については、富山県公立小中学校長任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

(2) 教 頭

ア 学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者の中から適格者を任用する。

イ 小中学校教頭については、富山県公立小中学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

2 転 任

(1) 市町村教育委員会等との密接な連携のもとに、全県的な視野に立ち、広く交流を行う。

(2) 本人の住所、希望等については配慮するが、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを第一義として、適正な配置を行う。

(3) へき地学校、小規模学校、特別支援学校及び高等学校定時制・通信制課程の教育を、さらに充実させるために交流を行う。

(4) 同一校勤務が長期にわたる者については、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。

(5) 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

3 新規採用教員

平成27年度富山県公立学校教員任用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

平成26年度末教員異動方針の留意事項
—市町村立学校について—

富山県教育委員会

平成26年度末教員異動方針に基づく人事異動を実施するにあたり、市町村立学校に係る異動については、下記の事柄に留意するものとする。

記

- 1 「教育水準の向上を期する」について
 - (1) 教員の資質向上と教育活動の活性化を図る人事
 - ア 教育実績、年齢等について均衡のとれた教員構成となるように努める。
 - イ 地域の実態や教育的課題をふまえ、広域的な見地にたって交流を行う。
 - ウ 学校に勤務する教員と教育機関勤務者との交流を積極的に進める。
 - エ 教員の資質向上を図り、幅広く人材を求めるために、校種間等の交流を積極的に進める。
 - (2) 学習指導の向上を図る人事
 - ア 小学校においては、教員の専門教科に留意し、均衡のとれた配置になるように努める。
 - イ 中学校においては、免許外教科担任を解消できる教員配置になるよう努める。
 - ウ 指導方法の工夫など、個に応じた教育の推進に対応できる教員配置になるよう努める。
 - (3) 生徒指導の充実を図る人事
 - ア 校長の異動については、生徒指導上の課題に適切に対応できるよう配慮する。
 - イ 各学校には、その地域の実情に通じた教員を配置するように努める。
 - ウ 教員の異動は、市町村教育委員会の管轄区域にとらわれず広域的に行う。
- 2 「登用」について
管理職の年齢構成に配慮し、中長期的な見通しのもとに適格者の登用に努める。
→ 若手の管理職や機関等勤務者の登用に努める。
 - (1) 校長
市町村教育長の内申及び面接の結果を総合的に勘案し、当面する教育上の諸問題に対応できる人物を登用する。
 - (2) 教頭
選考結果とともに勤務校における教育課題解決能力・実績等を勘案して登用する。
- 3 「転任」について
 - (1) 学校運営の安定化を図り、各学校の教育上の諸問題（特色ある教育活動の展開、研究指定の推進、基礎学力の向上、生徒指導の充実、進路指導の充実等）に適切に対応するために、
 - ア 校長・教頭の同時転任は原則として行わない。
 - イ 同一校勤務が2年に満たない者は原則として転任を行わない。
 - (2) 幅広く人材を求め、学校の活性化と教員の資質向上を図るために、
 - ア 校種間、地教委間、事務所間等の交流を積極的に進める。
 - イ 学校に勤務する教員と教育機関に勤務する教員との交流を積極的に進める。
 - ウ 同一校勤務が長期にわたる者は、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。
 - エ 新規採用後、長期にわたって同一校に勤務している者については、積極的に転任の対象とする。（採用後10年の間に2つ以上の校種を経験させるように努める。）
 - (3) 機関等勤務者については、専門性や適性ととともに指導力、事務処理能力等を十分有する者の中から任用する。
- 4 その他
 - (1) 新規採用教員は、学校規模、研修体制、初任者に対する指導教員等の諸条件を勘案して配置する。
 - (2) 自己都合による退職希望者の早期把握に努め、適正な人事配置を行う。
 - (3) 管理職の希望による降任制を実施する。
 - ア 管理職の降任については、本人の申し出により県教育委員会が決定し、年度末異動の一環として行うものとする。
 - イ その他；必要なことについては、「希望による降任制度実施要領」によるものとする。

平成27年2月26日

平成26年度卒業証書授与(卒園)式及び平成27年度入学(園)式

参 列 者

射水市教育委員会

所 属	役 職	氏 名	卒業証書授与(卒園)式			入学(園)式		
			3月			4月		
			16日(月)	17日(火)	18日(水)	7日(火)	8日(水)	9日(木)
			中学校	幼稚園	小学校	小学校	中学校	幼稚園
教育委員会	教育委員長	眞岸 潤子			大門小	新湊小	新湊中	
	職務代理者	宮原三千代	新湊中		片口小	大島小	大門中	
	教育委員	大代 忠男	射北中		東明小	塚原小	新湊南部中	
	教育委員	織田 富子	小杉中		大島小	太閤山小	射北中	
	教育長	結城 正斉			小杉小	小杉小	小杉中	
	教育次長	橋詰 通			太閤山小	大門小		
	教育次長	亀田 重幸			中太閤山小	歌の森小	小杉南中	
学校教育課	課 長	尾山 伸二			放生津小	作道小		
	主 幹	杉高 浩			堀岡小			
	課長補佐	塩谷 明永			金山小	放生津小		
	係 長	久々江映子			新湊小	堀岡小		
	指導主事	勝山 陽子		大門わかば	作道小			本江幼
生涯学習課	課 長	島田 治樹			歌の森小	東明小		
	主 幹	高橋 登				金山小		
図書館	館 長	島崎 毅	小杉南中					
博物館	館 長	原田 義範	新湊南部中					
市教七	所 長	沢田 良子	大門中		下村小	中太閤山小		大門わかば
	指導主事	西野 彰		七美幼	塚原小	片口小		
	指導主事	前川みや子		本江幼		下村小		七美幼

※ 3月16日(月)予算特別委員会10:00

平成 27 年度学校医等の委嘱について

このことについて、射水市医師会、射水市歯科医師会及び射水市学校薬剤師会から、別紙「平成 27 年度 学校、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表（案）」のとおり推薦をいただきました。

なお、退任及び新任については、下記のとおりです。

記

学校名	区分	退任	新任
堀岡小学校	学校医 (内科)	池田 肇信	乙田 万里子 (姫野病院)
東明小学校		皆川 一治	村上 薫 (皆川医院)
金山小学校		木田 和典	吉崎 達郎 (真正会富山病院)
歌の森小学校		大嶋 忠幸	2名⇒1名
射北中学校		池田 肇信	乙田 万里子 (姫野病院)
本江幼稚園		皆川 一治	村上 薫 (皆川医院)
七美幼稚園		池田 肇信	木田 和典 (木田小児科医院)

平成27年度 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(案)

平成27年4月1日

学校名	学校医(内科)	〃(耳鼻科)	〃(眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
放生津小学校	田中 道夫	村井 満	越野 豊	松木 基祐	永野 康己
新湊小学校	姫野 洋一 乙田 万里子	村井 満	越野 豊	森永 丈策	酢谷 睦美
作道小学校	山崎 雅和	村井 満	木戸美奈子	高畑 保夫	石倉 裕之
片口小学校	大野 太郎 田中 道夫	村井 満	越野 豊	山田 正昭	石倉 裕之
堀岡小学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	高松 宏成
東明小学校	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
塚原小学校	麻生 正邦	村井 満	木戸美奈子	青木 一登	宮嶋 典子
小杉小学校	渋谷 敏幸 高島 章司 高橋 徹(三ヶ)	真鍋 恭弘	大角智壽子	中沖 一人	小西 俊英
金山小学校	吉崎 達郎	長崎 正男	大角智壽子	高島 隆	荒谷 一樹
歌の森小学校	木田 和典	真鍋 恭弘	舘 奈保子	大谷 敦志	高田 良子
太閤山小学校	富川 正樹 大角 誠治	長崎 正男	大角智壽子	片口 宗久	荒谷 裕子
中太閤山小学校	木田 和典 松本 邦彦	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	澤井 由紀子
大門小学校	豊田 貢一 道振 義治 野澤 寛雅也 太田 雅也	長崎 正男	大角智壽子	三島 純子 高田 恒弘	山崎 睦子
下村小学校	高橋 徹(黒河)	長崎 正男	大角智壽子	和田 三茂	小西 俊英
大島小学校	島崎 圭一 豊田 貢一	長崎 正男	舘 奈保子	奥村 俊晴	森永 泉

学校名	学校医(内科)	〃(耳鼻科)	〃(眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
新湊中学校	矢野 博明	村井 満	越野 豊	安田 篤	永野 康己
新湊南部中学校	宮林弘太郎	村井 満	木戸美奈子	武 俊夫	石倉 裕之
射北中学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	宮嶋 典子
小杉中学校	木田 和典 北林 正宏 高橋 徹(三ヶ)	真鍋 恭弘	大角智壽子	高島 隆	摂津 樹
小杉南中学校	渋谷 敏幸 大角 誠治	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	摂津 樹
大門中学校	駒井 理和 木田 和典 野澤 寛 (協力医) 道振 義治	長崎 正男	大角智壽子	岩井 健治	山崎 禎直

幼稚園名	学校医(内科)	〃(耳鼻科)	〃(眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
本江幼稚園	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
七美幼稚園	木田 和典	村井 満	木戸美奈子	三崎 広樹	宮嶋 典子
大門わかば幼稚園	藤田 克	真鍋 恭弘	舘 奈保子	清水 秀明	山崎 禎直

平成 27 年 4 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月		市内小中学校	小中学校第1学期始業式	学校教育課	
7	火		市内幼稚園	幼稚園第1学期始業式	学校教育課	
			市内小学校	小学校入学式		○
8	水		市内中学校	中学校入学式		○
9	木		市内幼稚園	幼稚園入園式		
10	金		竹内源造記念館	射水鍔絵座	竹内源造記念館	
11	土		竹内源造記念館	射水鍔絵座	竹内源造記念館	
12	日	10:00	竹内源造記念館周辺	鍔絵と千本桜まつり	竹内源造記念館	
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日	9:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団総合結団式	生涯学習・スポーツ課	教育長
		10:00	竹内源造記念館	端午の節句飾り作制体験	生涯学習・スポーツ課	
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
3/6	4/19	新湊博物館	いみずの文化財-大むかしの宝物-				